

会議結果報告書

会議名	令和4年度第2回相模原市スポーツ少年団総会
日時	令和5年3月8日（水）午後7時00分～午後8時10分
会場	相模原市民会館 3階 第1大会議室
出席者	常任委員 出席9名、委任状 5名、欠席 9名 定員 23名 委員 出席34名、委任状62名、欠席81名 定員177名 事務局 3名（篠崎係長、中島、八板）
内容	<p>総会前にバドミントン種目5名とバレーボール種目1団体の令和4年度相模原市スポーツ少年団本部長表彰状授与を行なった。</p> <p>本部長表彰状授与後、事務局（篠崎係長）が司会を務め、総会を開会した。</p> <p>はじめに近藤本部長からあいさつをいただき、定足数の確認、議長の選出（近藤本部長）、資料の確認を行ない、議長が議事を進行した。</p> <p>議 事</p> <p>議案第2号「令和5年度相模原市スポーツ少年団に係る事業計画（案）及び収支予算（案）について」⇒承認</p> <p>事務局（中島）から説明した。委員からは内容の変更を要するような意見や質疑等は出ず、承認された。</p> <p>昨年度との主な変更点</p> <p>○事業計画案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内イベント出展PR事業… 新たに追加。市のイベントやスポーツ協会主催のイベント時にスポーツ少年団活動をPRして支援に繋げる。 ・運動適性テストⅡ…… 来年度は団員を集め測定する機会を設ける。 ・本部長表彰…… 表彰時期を第2回の総会時とする。 ・スポーツ少年団交流大会… 「スポーツ少年団大会」から名称変更。日本スポーツ少年団の将来像に“勝利至上主義偏重からの脱却”とあり、スポーツの楽しさ、素晴らしさを追求することを目的とする。日本・県スポーツ少年団の主催事業では「交流大会」の名称を使用。 ・スポーツ交流事業…… 今年度は12月に相模原ギオンフィールドでパラスポーツ体験をとおして、厚木市スポーツ少年団、パラスポーツの関係団体と交流した。来年度は、今年度実施したパラスポーツ体験の室内版を多様な団体と実施を検討。 ・野外・レクリエーション事業… 「ハイキング」から名称変更。ハイキングに限定せず、野外活動・レクリエーション活動ができるような事業とする。来年度は津久井地域でウォーキングでのたけのこ掘り体験を予定。 ・スポーツ体験事業…… 「スキー講習会」から名称変更。団員が様々なスポーツの体験活動ができるような事業とする。来年度については、今年度同様スキー種目を実施する予定。

○収支予算案

主な内容は備考欄のとおり。

- ・スポーツ交流事業… 他団体会場のため減

○委員より出た質問及び提案と事務局からの回答

- ・スポーツ少年団大会について、10月から小中学生の施設使用料が無料になると聞いているが、大会会場使用料は変わらないのか。
→施設使用料の無料化は個人使用に限るので、団体の場合は対象とならない。
- ・中学生の休日部活動の地域移行について、教育委員会からの指示を待つだけでなく、スポーツ少年団から教育委員会に対して、働きかけや提案をしてもよいのではないか。
→引き続き情報を収集し、スポーツ少年団としてできることを適宜検討していく。

報告第2号「令和4年度相模原市スポーツ少年団本部長表彰に係る被表彰者について」

事務局（中島）から報告した。委員からは特段、意見や質疑等は出なかった。

その他

- ・神奈川県スポーツ少年団表彰の受賞について

事務局（八板）から神奈川県スポーツ少年団表彰について、相模原市から優良スポーツ少年団2団と指導者4名が受賞されたことを報告した。

- ・令和5年度スポーツ少年団登録について

事務局（八板）から「令和5年度スポーツ少年団登録について」の説明を行なった。初めに市スポーツ少年団登録について、登録方法及び期限を資料に沿って説明した。また、スポーツ少年団は「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを」、「スポーツを通じて、青少年の『からだ』と『こころ』を育てる組織を地域社会の中に」を目的に設立された旨を説明した後、近年、総会を含む本部事業への参加をしていない団が増加している状況について、「相模原市スポーツ少年団登録要綱」にて定められている条文（第7条）があることから、委員の皆様へ本部事業への積極的な参加をお願いした。

登録要綱「別表1」の表内に記載のある「相模原市水泳協会」の名称の前に「一般社団法人」を加えてほしいとのご意見があった。

次に日本・県スポーツ少年団登録について、登録料及び登録期限について説明をした。内容としては現状、昨年度と変更点はなく、令和5年4月1日から令和5年7月31日までに登録システムより申請を行っていただく旨を説明した。

- ・旧「スポーツ少年団認定員」資格の移行について

事務局（中島）から日本・県登録をしている団に向け、令和2年度から指導者登録をするには「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格」の保有が義務付けられたことの再確認とフローチャート資料を用いて資格の移行が必要な方への案内をした。令和6年度に指導者として登録するためには、令和5年11月までに移行の手続きをする必要がある。

- ・スポンサーシップについて

事務局（篠崎係長）から市内企業から子どものスポーツ支援を行いたいとの打診があった旨とその概要について説明し、各単位団の意向や委員の考えを伺った。委員より出

た意見等は以下のとおり。

→スポーツ少年団の理念と合致しているか。種目ごとの考え方もあるので、スポーツ少年団としての明確な理念を提示したのち、検討するべきではないか。

→企業側もスポーツ少年団の理念をしっかりと理解した上で運用できるかが重要。

→種目団体の大会運営費用として企業スポンサーに協賛いただくことはあるが、各チームに対しての協賛については、理念等の関係もあり、チームの上部組織として種目団体が断っている。

→大会全般に協賛するのならまだ話は理解できるが、一企業が一単位団を支援するものはいかがなものか。

事務局より、金銭面がクローズアップされることは懸念材料であること、本件がスポーツ少年団の衰退を食い止める1つの方策となる可能性があること等を説明し、再度常任委員やスポーツ協会内部で検討する旨を伝えた。

・中学生の休日部活動の地域移行について

事務局（篠崎係長）から、総会翌日（9日）に開催されるスポーツ少年団本部長会議内でも本件に関する話題が挙がる予定のため、国や県の現在の動向を確認してくるとともに、引き続き情報が入り次第、必要に応じて各単位団にも情報共有する旨を説明した。

最後に樋川副本部長からあいさつをいただき、閉会した。

以上